

千葉市小規模校化対策モデル事業について

千葉市では、小規模校化対策のモデル事業として、令和4年度より千城小学校を小規模校指定とし、近隣小学校区（大宮小・川戸小・仁戸名小・星久喜小・都小・坂月小・白井小）に居住する児童に対し、千城小学校への学区外通学を承認できるようになりました。今年度も学区外通学申請を令和6年10月1日より受け付け、令和7年4月の（転）入学を承認します。

〈転入の希望がある場合〉

①保護者が、在籍校の校長に申し出る。

学校長が、小規模校指定校及び学区外通学についてご理解いただいていることを確認する。教育委員会学事課で承認する。

②学区外通学申請の手続きを教育委員会学事課の窓口で行う。

〈新入生及び転居等により新たに申請可能学区に住民票を移された方〉

①教育委員会学事課において学区外通学申請の手続きをする。

学事課が、小規模校指定校及び学区外通学についてご理解いただいていることを確認する。教育委員会学事課で承認する。

〈手続きの期間〉 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで。

〈その他〉

本事業により千城小学校を卒業した児童の進学について

千葉市立中学校へ入学される際の学校は、原則、居住されているご住所の学区の中学校となります。（詳しくは学事課にお問い合わせください。）

この件に関するお問い合わせは、千葉市教育委員会学事課までご連絡ください。

千葉市教育委員会 学事課
TEL 043 (245) 5927